

『非嫡出子の違憲判決を受け 国税庁が対応を公表』

国税庁はこのほど、平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受け、平成25年9月5日以後、申告又は処分により相続税額を確定する場合において、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする民法第900条第4号ただし書前段がないものとして同法の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算するとした。留意事項としての以下のような論旨を上げている。○平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合：嫡出に関する規定にて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできず、更正の請求事由には当たらない。○平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合：(1)平成25年9月4日以前に確定していた相続税額が異動する場合 イ)更正の請求又は修正申告の場合、嫡出に関する規定がないものとして同法の規定を適用した相続分に基づいて、更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算する。ロ)更正又は決定の場合、上記イと同様、更正又は決定に係る相続税額を計算する。(2)平成25年9月5日以後に新たに相続税額が確定する場合 イ)嫡出に関する規定がないものとして同法の規定を適用した相続分に基づいて、期限内申告又は期限後申告に係る相続税額を計算する。以下略。

『消費増税でクローズアップ 問われる印紙税の要否』

平成26年度税制改正要望が出始めているが、消費税との二重課税だと指摘されてきた「印紙税」の廃止や軽減を訴える声が、消費増税を控え今回も多く見られる。

国土交通省による昨年（平成25年）の要望によると、ある15億円規模の建築工事の場合、発注者から3次下請までの契約総数は159件。すべてに印紙税が課され、下位の下請企業には営業利益の約10%にも及ぶ税額が大きな負担となっていると指摘した。昨年8月に成立した「社会保障・税一体改革関連法」は、そうした負担の軽減を検討すると規定。**今年度の税制改正では、建設工事請負契約書および不動産譲渡契約書の印紙税軽減措置の延長・新設が行われたほか、受け取り金額が5万円未満の領収書などの印紙税について平成26年4月1日以降の作成分からは非課税（現行は3万円未満で非課税）とする措置が講じられた。**

しかしながら、IT化がさらに進展し、電子決済による商取引が浸透していく中、紙を媒介とした文書のみで課税する印紙税そのものに、既に合理性が失われているとの声も多い。経団連は「遅くとも消費税率の10%引き上げ時点で廃止すべき」と提言。平成27年10月1日とされている10%引き上げまでの間に、印紙税の要否を問う議論がいつそう高まると見られる。

